

第3回レセプト情報等の提供に関する日程等について

1 概要

平成23年度から「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」(平成23年3月31日制定)等に基づき、公益性の高い学術研究に対して、試行的に厚生労働省が保有するレセプト情報・特定健診等情報(以下「レセプト情報等」という。)の提供を行っていくこととしております。

今般、以下の要領のとおり「特別抽出データ」及び「サンプリングデータセット」の提供を行います。

(参考)

① 特別抽出データとは

レセプト情報・特定健診等情報から申出者の要望にあわせて抽出したデータ。

② サンプリングデータセットとは

レセプト情報等について、探索的研究へのニーズに対応し、安全性に十分配慮したデータ。(詳細は別添1参照)

2 今後の日程について(全体スケジュールについては、別添2のとおり)

①レセプト情報等の提供に関する事前説明会

日時:平成25年1月17日(木) 13時00分～17時00分

場所:全国都市会館(大ホール) 東京都千代田区平河町2-4-2

レセプト情報等の提供を申出の場合は、事前説明会への参加が必須です。これまで参加されていない方は、参加をお願いします。

なお、これまでの事前説明会(平成23年5月10日、11日及び平成24年3月21日開催)に参加している方は今回の事前説明会の参加は必須ではありません。

※詳細につきましては、近日中にホームページでお知らせいたします。参加には、別途申し込みが必要になりますので必ずご確認願います。

②レセプト情報等の提供に関する事前相談(詳細は別添3参照)

平成25年1月21日(月)～2月1日(金)

・相談内容

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に従った提供依頼申出書を希望する者が作成するに際しての、

①形式的な要件の確認、

②添付書類等の必要書類の確認
等を主な内容とします。

レセプト情報等の提供を希望する者は、今回は申出受付までの期間が短いため、事前に上記ガイドラインをお読みいただき、提供依頼申出書及び必要書類の準備を進めてください。

なお、今回の申出においては、この事前相談を申出にあたっての必須事項といたします。事前相談のない申出はレセプト情報等の提供を受けることはできないのでご注意ください。

③申出受付期間(詳細は別添3参照)

平成25年2月8日(金)～2月15日(金)

申出受付締切は、2月15日17時に事務局必着
受付期間を過ぎて提出された申出は受理できません。

④申出審査

平成25年2月中旬～3月中旬

各申出の内容を審査します。

※平成25年3月開催予定のレセプト情報提供等の提供に関する有識者会議において
審査を行う予定。

⑤承諾・不承諾通知

平成25年3月末日まで、各申出者に送付する予定です。

3 参加応募資格

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」の中で提供依頼申出者の範囲として規定されている方で、以下の(1)又は(2)に該当する方が対象となります。

(1) 次の①から⑥のいずれかの機関・団体に常勤の職員として所属されている方々であって、かつ実際にご自分でレセプト情報等を用いた学術研究を行う予定の方。

① 国の行政機関

② 都道府県

③ 研究開発独立行政法人

④ 大学(大学院含む)

⑤ 保険者の中央団体

⑥ 医療サービスの質の向上等をその設立趣旨に含む公益法人

(2) レセプト情報等を利用した学術研究の費用について、国の行政機関から補助を受けている方。

4 その他

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン及び申出書様式等はこちら
をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000016v8d.html>

【参考】申出を希望される者に特にご了解いただきたい事項

特に下記の事項については、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」及び第1回から第13回までのレセプト情報等の提供に関する有識者会議における資料及び議事録をお読みの上、あらかじめご了解いただいた上で、手続きを行っていただきますようお願いいたします。これらの情報につきましては、「レセプト情報・特定健診等情報提供に関するホームページ」(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/reseputo/)もご参照願います。

- レセプト情報等の提供趣旨
- レセプト情報等についての守秘義務、適正管理義務、承諾された目的以外での利用の禁止、不適切利用に対する措置等
- レセプト情報等の利用に関する誓約書・利用条件
- レセプト情報等の提供を受けるための手続及び手続に必要とされる各様式
- レセプト情報等の提供依頼申出手続では提供依頼申出者(代理人による提供依頼申出の場合は代理人自身を含む)の本人確認が必要であり、本人確認のための提示書類は複写されること
- 提供されたレセプト情報等は利用後に原則として返却しなければならないこと
- 利用条件に反した場合はその違反の内容に応じ、レセプト情報等の提供禁止措置、成果物の公表の禁止又は利用者の氏名・所属機関名の公表の措置が科されること
また、レセプト情報等の不正な利用により、不当な利益を得た場合には、その利益相当額を違約金として国に支払わなければならないこと
- 利用にあたり具備することが必要となるセキュリティ環境に関する要件
- レセプト情報等の各情報に該当する患者又は受診者個人の特定(又は推定)を試みないこと
- 有識者会議が特に認めた場合を除き、提供されたその他の個体識別が可能となる可能性があるデータ(別の利用目的で提供されたその他のレセプト情報等を含む)とのリンケージ(照合)を行わないこと
- レセプト情報等の提供は契約に基づくものであり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の対象外であること
- やむを得ない事情により、レセプト情報等の提供が遅れる場合があり得ること
- レセプト情報等の提供を受けた場合、研究成果を公表しなければならないこと
- レセプト情報等を利用する過程で、当初想定していた利用目的が実現できないと判明した場合には、速やかにレセプト情報等を返却すること
- レセプト情報等の提供を受けた場合、提供依頼申出者及び利用者に対してレセプト情報等を提供した事実等が厚生労働省から公表されること
- 有識者会議における審査は、原則非公開で行われること
- 厚生労働省は、必要に応じレセプト情報等の利用場所への立ち入り検査を行う場合があり、その場合には、利用者は、立ち入りを承認しなければならないこと
- 所属機関に属する他の提供依頼申出者又は利用者の不適切利用について、所属機関の責に帰すべき特段の事情があると有識者会議が認める場合には、提供依頼申出を不承諾とする場合があること
- 本ガイドラインに基づくレセプト情報等の提供は試行期間における取組みであるため、レセプト情報等の抽出方法による技術的な問題や提供に要する事務量等、事前に予測できない事由により、

データ提供を行わない場合があります

- 本ガイドラインに定める事前相談、申出等の各手続きに使用出来る言語は日本語とすること
- レセプト情報等の利用を外部委託する場合には、外部委託先における利用についても提供依頼申出者及び所属機関の責任において本ガイドラインの規定に沿った適切な利用を担保する必要があること